

# 平成25年度事業計画

社会福祉法人 みさかえ学園

はじめに

改正児童福祉法が平成24年4月1日施行されたことに伴い、社会福祉法人みさかえ学園が運営する事業は内容が再編され、福祉型障害児入所施設と障害者支援施設に分けられた。

現在、18歳未満の児童利用者については児童福祉法、また、18歳以上の利用者は障害者自立支援法に基づき事業運営されていたが、新たに平成25年4月1日より障害者自立支援法を廃止し、「障害者総合支援法」が施行されることになっており、今後の18歳以上の利用者については障害者総合支援法の下、事業運営を行うこととなります。

この障害者総合支援法の法改正により改正される重要点として、障害者等の範囲に難病患者等を含む内容が追加事項とされ、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設や居宅生活支援事業の福祉サービスの対象者として含む内容が明記された。

障害者支援施設等における生活介護事業や施設入所支援の報酬等単価においては、昨今の介護保険にかけられる国の財務情勢を踏まえ、来年度からの2ヶ年で段階的に年率2～3パーセント減の報酬単価に改訂される事などがあります。

また抜本的な新報酬単価については、新たに平成26年度に改定される予定であります。

また、平成26年度4月1日施行から障害程度区分を障害支援区分と名称を改め、区分判定項目についても、現行の106項目から79項目に変更する予定になっている。その79項目の内容に知的障害を持つ児童及び障害者の利用者の方々が持つ行動障害（多動・行動停止、不安定な行動、突発的行動等）の追加29項目を加えたものとなる見込みである。

障害児入所施設に関連のある児童福祉法の改正は、昭和42年以来、継続されてきた、満20歳以上の在所期間延長の廃止が盛り込まれるなど、児童福祉法制定以来の大きな改革が行われたと言える。

この平成24年4月の改正では、障害児支援の見直しがなされ、通所支援の実施主体は都道府県から市町村に移管、障害種別ごとの施設から一元化となった。

さらに、児童発達支援センター、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援等が児童福祉法に位置づけられた。通所系支援の事業においては、支援体制が充実してきている。

当法人においても、厚生労働省の障害分野における施策や指針から鑑みると在宅から利用できる、通所型の福祉サービスや居宅介護事業（短期入所事業）での福祉サービスの充実を図ることも考慮すべきところである。

今後も在宅主体の福祉施策が基本とされることは明確であるため、それらの動向を注視して運営に配慮し対応していきたい。

最近の当法人に関連する近況の福祉情勢への対応については、まず、平成24年度末に終了の新体系移行時加算、旧激変緩和加算の90パーセント保証の経過措置等により本年度までは現状維持が図られたことで、少子化が進む中、入所者が減少する現在の状況の中、社会福祉法人運営の財務基盤を支えていただくことになった。

しかし、今後はその保証も廃止されたため、法人自体の経営努力が必要不可欠である。

平成24年4月の改正では、障害児支援の見直しがなされ、通所支援の実施主体は都道府県から市町村に移管、障害種別ごとの施設から一元化となった。

更に、児童デイサービス、保育所等訪問支援等が児童福祉法に位置づけられた。

通所系支援はこれまでの早期発見、早期療育体制、発達的气になる段階からの対応を反映して支援体制が一步前進したといえるが、障害児入所施設における将来像は、所在期間延長の廃止により満20歳までの児童を対象とした経営・運営とすることが基本となる。

当面は平成30年までの6年間の経過措置とされるが、その6年間の間に所在延長している満20以上の入所者の在籍数をゼロとする事が義務づけられることが決まっている。

今回の法改正においては、現在入所中の利用者が引き続き指定入所支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは満20歳まで、無理に退所させることがないようにする配慮がなされたが、退所できないままに年を経て、満20歳以上の在籍者が増加している現状が当法人でもあり、さらに増加傾向になる状況も推察される。従って、今後の方向性については3つの選択肢があり、①児童施設の維持、②成人施設の併設、③成人施設への転換、これを選択した場合には、障害児の療育の拠点の減少につながると考えられる。

南さつま市を中心とする、南薩圏域唯一の障害児入所施設への入所者は減少してきている。

いま現在、療育の拠点として在園者が継続して入所しており、また短期入所事業や日中一時支援事業についても、居宅介護事業及び地域支援事業として多数の利用者がおり、その利用実績日数も伸びてきている。

地域に必要とされている以上、この拠点である障害児入所施設は障害児の社会的養護に対する支援体制を残しつつ、継続運営することを前提に、定員数を縮小し、満18歳以上の入所中である生活介護及び施設入所支援の利用者を在園したままで残す形で定員数に定め、成人施設の併設での整備することが必要である。

また、障害者の定員数によっては、高等部卒業後の行き場として現在利用中の児童が継続的に施設に残り、福祉サービスを受けることが可能となるため、定員割れしている、在籍率を将来的に上げることが出来ると思われる。

法人の財務状況改善につながる案件であるが故に、県との協議の上、再編の申請を進めるべきと考え、本年度中の実施に向け職員配置や施設整備基準を満たす為の体制整備を行う。

また、障害福祉において厚生労働省の指針から鑑みると在宅から利用できる、通所型の福祉サービスの拡充が今後の施策であることは明確である。

今後、社会福祉法人が自立した運営をしていかなければならないとともに、多角的視野を持ち、地域に必要な福祉サービスのニーズに十分に配慮し、より良いサービスを提供出来るよう整備計画を進め、多機能型福祉サービスの提供が出来る地域の拠点としての法人運営を構築することが優先すべき課題である。

どのような福祉ニーズがあるのか、どの事業の拡充を図るべきなのか等、提供出来る地域福祉に必要とされる福祉サービスの拡充を図るにあたり、放課後デイサービスや通所の自立訓練事業の整備、小規模のグループホームや地域ホーム、または高齢者対応の福祉事業も視野に入れ検討し、今後の当社会福祉法人の事業を多機能化していく計画を県、市町村と協議の上、中・長期の目標と定めその実施に向けての計画を進めていきたい。

まずは安定した収入財源の確保及び今後の財政基盤と成りうる事業を速やかに実施できる土地の確保を早急に進めることが必要不可欠であり、立地条件においても市街地中心部に近く利便性の良い、旧みさかえ学園跡地の先行取得購入を、当法人の将来の福祉施策の計画として掲げる。

## I 事業・目的

### 社会福祉事業

この社会福祉法人みさかえ学園は福祉型知的障害児入所施設及びみなし障害者支援施設として生活介護、施設入所支援、障害福祉サービス事業として短期入所事業、地域生活支援事業として日中一時支援事業の実施運営をしているが、児童及び利用者の保護の観点から、満20歳以上の利用者方々の福祉を損なうことがないように、本社会福祉法人の提供する福祉サービスが継続して受けられるよう配慮する。

従前とおりの日常生活の指導、知識技能の習得の付与により、集団生活に適応することができるよう支援を行う。

また利用者の喫緊の課題の解消または軽減を早期発見し、多角的方面からの協力を受けながら、相談支援事業所の福祉サービス利用計画書を策定をした上で、その都度の見直しを行い、本人に則した、個別の支援計画を立案、見直し等を必要に応じ随時行い、計画に沿った支援の実施を行うものとする。

また、中・長期的な個々のライフステージを考慮し、将来の自立自活に

向け、日常生活を地域社会において営むことが出来るよう職業指導や訓練を行うこととする。

さらに児童及び利用者の身体及び精神の状況、並びにその置かれている環境に応じて、一人ひとりの個性に対して、個人の意志及び尊厳を守り、平等の観点から障害児入所施設支援、及び障害者支援サービスを提供し、地域移行のための福祉サービスを行う事を目的として次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第1種社会福祉事業を行う
  - ア) 障害児入所施設みさかえ学園の設置経営
  - イ) 障害者支援施設の経営
- (2) 第2種社会福祉事業
  - 障害福祉サービス事業（短期入所みさかえ学園）
- (3) 地域生活支援事業
  - 日中一時支援事業

## II 学園基本精神

私たちは、宇宙大生命によってつくられ、生かされています。  
それぞれは、唯一のかけがえのない尊い存在です。  
それ故、個人の尊厳と、人としての生きる権利を大切に守ります。  
豊かな生活をし、充実した人生が送れるように尽くします。  
私たちは、常に自らの責務を自覚し、愛の精神をもって支援します。

みさかえ学園創始者  
堂園 孝一

## III 運営方針

社会福祉法人みさかえ学園が設置する、みさかえ学園において実施する福祉型指定障害児入所施設及び指定障害者支援施設、の適正な運営を確保するために必要なサービス利用計画の作成の義務化、障害者虐待防止法等の法令遵守の周知徹底また、安全配慮義務に徹した運営管理に必要な事項を定めることとする。

また法人運営上、指定障害児入所施設及び、みなし指定障害者支援施設としての施設体系を、指定障害児入所施設の定員、そして、本来の障害程度区分による報酬単価により運営する体系の指定障害者支援施設の定員数等を法令に従い定め、人員配置等を行い、障害者支援施設の新体系に移行することを、本年度の目標に掲げ、当法人運営する事業内体系を再編し運営上の整備を図る必要がある。

平成25年4月1日より障害者総合支援法が施行されるなか、障害児入所施設に

在籍していた加齢児と言われる18歳以上の利用者については、障がい者総合支援法が適用されることとなる。

経過的な生活介護及び経過的な施設入所支援を新体系に完全移行するまでの、期限付きみなし指定で当初は運営を実施することとなる。

福祉型障害児入所施設、みなし指定障害者支援施設みさかえ学園を主たる事業母体として運営を行います。

また障害福祉サービス事業短期入所と日中一時支援事業についても従来とおり地域ニーズに対応し、その拡充を目指し、常に良質な福祉サービス提供が出来るように努力します。

障害児・者の利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な障害福祉サービスの提供を確保することを目的とする。

制度上の変革期が続く中、当法人の本質的な目的については不変なものであり、子供及び利用者の幸せを考え、これまで変わらぬ支援を実施します。

#### Ⅳ 事業内容及び事業方針

新年度の予定としまして現員34名で迎える平成25年度ですが、以下の事業内容で臨むこととします。

##### [事業内容]

- |             |           |
|-------------|-----------|
| ①障害児入所施設事業  | (定員/40名)  |
| ②障害者支援施設    | 生活介護      |
| ③障害者支援施設    | 施設入所支援    |
| ④障害福祉サービス事業 | 短期入所(空床型) |
| ⑤地域支援事業     | 日中一時支援    |

##### [事業方針]

- 1 利用者の方々に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、保護及びその更生に必要な指導及び訓練を適切に行うものとする。
- 2 利用者の方々のお意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った安心で信頼のおけるサービスを提供に取り組みます。
- 3 一人ひとりの状況を常に把握し、リスクマネジメント体制に基づいて、事故防止や感染症対策に努めます。
- 4 事業者は、できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、行政、指定障害者支援施設や障害福祉サービス事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

- 5 利用者、ご家族の意見等を真摯に受け止め、より良い福祉サービスの向上に努めます。
- 6 事業者は、児童福祉法及び障害者総合支援法に基づく福祉障害児入所施設及び障害者支援施設の「人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

## V 事業方針内容

### 1. 利用者の確保

#### (1) 入所部門

今年度末に3名の退所が予定されており、入所利用者の確保は経営上の重要課題といえます。

本年度の取組みとして、昨年度以上に県内養護学校や南薩圏域の小中学校の教育機関、関係市町村福祉事務所を訪問し、ニーズの掘り起こし、利用者増を図ります。

### 2. 職員の質の向上（支援スキル・人権擁護意識）

#### (1) 質の向上

取組みとしては、外部研修と園内研修を積極的に実施します。

園内研修では、狭い視野になることがないように専門的知識等をもった研修への参加をさらに充実させ実施します。

また、安全な生活の提供に不可欠な職員の「予測」能力の向上のためにも、日常的なヒヤリハット事例を収集できる職員集団の意識形成をいっそう進めます。

人権擁護の具体的な取組みとしては、県福祉協会発行のハンドブックを元に各委員会、人権擁護委員会や危機管理委員会で作成したチェックリストを定期的に点検、評価します。

#### (2) 安心できる職場づくり

一昨年度から開始した、入所者に携わる直接処遇職員（常勤者及び非常勤者）の処遇改善特別手当等を本年度も継続的に実施し安心して意欲的に働ける職場づくりを進めます。

#### (3) 地域との交流・連携

今年4月、南薩養護学校をはじめとする諸教育機関との連携、移転に伴う近辺住民との友好的関係を構築するためにも、地域の様々な行事等の場面に参加し、「地域の中の生活施設」の維持に努めます。

また、ボランティアや福祉系学校実習生の受け入れを積極的に実施し、社会資源としての役割を担います。

## Ⅵ 事業経過

1. 平成23年度社会福祉施設等耐震化整備事業により、国及び県からの助成金を受け、改築移転を実現されたことにより、利用者の方々の住環境の整備がなされ、安心・安全かつ快適な施設生活を送れるようになったといえる。

改築移転して1年が過ぎ、利用者をはじめ施設職員も、はじめはとまどう事があったが、ようやく、施設環境にも慣れ定着したところであります。

これからも、利用者本位の地域福祉サービスの質の向上を再重視し、施設従事者の資質向上も含め、いかに利用者の方々にとって、生きる喜びを見出しより多くの体験をしていけるような実践力のある施設を目指していきます。

2. 平成24年度4月初めの入所者数35名(措置3名・契約32名)から始まり、本年度内に中途も含め退所4名が決まっており、新規入所の3名が決まっているため、平成25年度は定員40名に対して34名でのスタートとなる。

入所利用者の年齢構成をみると、継続的に20名の入所者が満18歳以上(学童児除く)を超え全体の6割近く在籍している。

また18歳未満の児童の在籍の分布を見ると、高等部の児童の比率の高さが以前と残っている。

重度の障がいのある加齢児の比率も以前高い数値と言える。障害児入所施設と並行して運営されることになる。

18歳以上の障害者支援施設の運営については経過期間が設けられているとはいえ、新規利用者の受入れの拡充を図り、児童利用者の確保の取り組みをすすめ、さまざまな地域福祉ニーズの実践を行う新事業の体制を作り、年齢と障害に応じた支援体制の構築がなされなければならない。

具体的には職種による人員等を整備した上で、障害者支援施設としての支援を行えるように生活介護、施設入所支援の支援内容の充実を図り、より豊かな生活活動や施設入所支援が利用者に提供できるよう、支援スキルの向上に努め、快適かつ、当法人の福祉サービスを利用して良かったと言ってもらえるような施設を目指し、おもてなしの心をもって利用者の満足度を重視した姿勢で臨む運営が求められている。

その他、園内における危機管理委員会と人権擁護・虐待防止委員会において児童及び利用者の基本的な生活基盤の強化充実を図ると共に、保護者との連携をさらに深め、さらなる児童・利用者の権利擁護に向けた取り組みを行う。

さらに、地域とのつながりにおいては、移転して来たばかりではあるが、継続して、高橋地区、上ノ山自治区での地域のつながりを確実に構築していかなければならない。

活発に地域の行事や取り組みに対して参加を促進させ、当法人も地域社会を構成する一員として信用していただけるよう、地域で共に生活できるよう積極的に取り組みます。

このような自発性を持ったネットワーク作りが、当施設の地域での信頼にもつながり、当施設の児童・利用者の方々を含めた社会への発信拠点として、障害福祉への理解が地域の中にも浸透していく啓発活動を行ってまいりたい。